

第 2 4 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 5 月 2 5 日、午前 9 時 3 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 2 4 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ		
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜			9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、齋藤 幹、沖山匡弘、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 3 名であります。</p> <p>欠席委員は 3 番 石橋委員、8 番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は 1 7 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは、農業委員会等に関する法律第 2 9 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 3 号までについて</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員13名で定足数に達しておりますので、これより第24回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時31分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
4番 藤生委員、10番 星野委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

主幹 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

はじめに、資料の訂正をお願いいたします。
議案書の5ページをお開きください。
申請番号12番、譲渡人の名前の1文字目が空欄となっております。こちらの文字（文字を提示）を追加いただきますようお願いいたします。なお、推進委員さんの資料は手書きで訂正済でございます。
それでは専決処理についてご説明いたします。
議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。
農地法第4条の届出は、件数が3件、筆数が5筆、面積が2,720㎡となっております。農地法第5条の届出は、件数が14件、筆数が17筆、面積が4,476㎡となっております。合計いたしまして、件数が17件、筆数が22筆、面積が7,196㎡となっております。詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページまでに掲載しております。
以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査

議案書の7ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

5月の申請件数は2件でした。

議案書の61ページをお開きください。

1番、申請地は福富町地内の畑、219㎡ほか1筆、計352㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、相続人がおらず農地として管理し続けるのが困難であるため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書の各項目とも適正なものと判断いたします。

2番も隣接した農地で、譲受人が同じであることから、続けて説明いたします。

議案書の62ページをお開きください。

2番、申請地は福富町地内の畑、269㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、会社員であり耕作ができないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書の各項目とも適正なものと判断いたします。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は一括して審議いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番

2番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の61、62ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年5月16日、月曜日、午前9時から、調査班は三田委員を班長といたしまして、岡村委員、本島委員、長谷川会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は畑として適正に耕作及び管理されており、申請人の自作地については、合計146筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

申請地については自宅から近いいため耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

田島推進委員 問題ないと思います。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

5月の申請件数は8件、うち一般住宅3件、太陽光5件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書63ページをお開きください。

1番、申請地は羽刈町地内の田、280㎡ほか6筆、計3,345㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル756枚を1,942.92㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断いたします。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書70ページをお開きください。

2番、申請地は板倉町地内の田、368㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積113.64㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、土地改良実施区域のため農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断いたします。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書71ページをお開きください。

3番、申請地は新宿町地内の畑、73㎡ほか1筆、計337㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、雑種地3筆、計157.45㎡と一体利用し、延床面積102.37㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書72ページをお開きください。

4番、申請地は島田町地内の畑、325㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積167.58㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の贈与、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書73ページをお開きください。

5番、申請地は県町地内の田、354㎡ほか5筆、計3,925㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル840枚を2,158.80㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書74ページをお開きください。

6番、申請地は羽刈町地内の田、355㎡ほか2筆、計2,033㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル444枚を1,141.08㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書75ページをお開きください。

7番、申請地は羽刈町地内の田、358㎡ほか2筆、計2,667㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル552枚を1,418.64㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書76ページをお開きください。

8番、申請地は羽刈町地内の田、1,957㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル444枚を1,141.08㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請8件です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

議長

6 番

6 番 岡村委員。

6 番 岡村です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 63 ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第 1 号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5 条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。発電出力は 408.2 キロワットで、売電単価は税抜き 11 円、年間約 400 万円の売電収益となり、9 年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。官地を挟んだ土地を事業地とした理由を尋ねたところ、南側の 3 筆は面積がやや小さく、北側の 4 筆と一体で利用して高圧の発電設備を設置するのが効率的と判断したとのことでした。なお、南北の事業地を接続する電線は地中に埋設するため、法定外公共物占用許可が必要であることを確認しています。

周辺の農地が耕作中であることから、草刈りや水路の堀さらいなどを計画的に行い、耕作者に影響が及ぶことのないように念を押し、了解を得ました。

申請地は、東は田および水路、北は田、南は田、西は田です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は羽刈町西部の第 2 種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

山根推進委員

ありません。

平塚推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第 2 号 1 番はそのように決定いたしました。続いて 2 番から 8 番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から8番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

先に、資料の訂正をお願いします。16ページの申請番号16ですが、この方は以前、認定新規就農者でありましたが、期限が切れ、現在、認定農業者の認定を申請中であるため、記載されている認定農業者の文字は削除してください。申し訳ありません。

では、説明に戻ります。今回は令和4年5月31日公告予定分であります。

議案書の12ページをお開き下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が169件で、面積は388,552.46㎡です。所有権移転はありませんでした。

利用権設定の詳細につきましては、13ページから54ページまでに掲載しております。

なお、1番については、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書77ページをお開きください。

5月16日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。申請人は名草上町在住の非農家で、申請地を借り受け、水稻の栽培を行うというものです。申請地は名草下町にある田 1, 231㎡ほか2筆、計2,329㎡で、契約期間は2年間です。

議案書77ページ右側から81ページまでに、営農計画書、位置図、地籍図、現地写真、利用権設定申出書を掲載しております。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、5月31日付けで公告の手続きを行います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回は、申請人からの、農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和4年5月16日、月曜日、午後1時30分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は名草上町在住で、8年前に夫婦で本市に移住し、自営業の傍ら、近隣の休耕地で自家野菜を作っています。名草地区で太陽光発電への農地転用が進む中、副収入の確保と、里山の景観維持のため、申請地を借り受け、農業に取り組みたいとのことでした。

水稲は、初めての作物ですが、周囲の農業者に機械を借り、また営農指導を受ける予定です。名草地区は、新たに農業を始める若い人材が不可欠のため、自身の営農が軌道に乗った際は、夫婦の情報発信力を駆使し、他の地域から人を呼び込むとともに、農地の有効活用に地域で取り組むコミュニティを作りたいとのことでした。

申請人は、名草地区に根付いており、また、営農への強い意欲があることを確認いたしましたので、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から11番までを上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、5番 清水委員 6番 岡村委員、10番 星野委員、12番 河内委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時3分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

4番 藤生委員。

4番 藤生です。申請番号6の渡人は、お亡くなりになっています。この場合の扱いを教えてください。

主幹 事務局が把握しておりませんでした。申出書の提出を受けた時点で、事務局で存命であるか否かの確認を徹底いたします。6番を除いて上程をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

議長 それでは、6番を除く2番から11番までは、計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、6番を除く2番から11番まではそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した5名の委員の出席を求めます。

- 【午前10時6分 出席】**
- 議長 続いて12番から169番までを上程いたします。
本件について、意見を求めます。
- 【意見なし】**
- 議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声あり】**
- 議長 異議なしと認め、12番から169番まではそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。
- 主幹 議案書の55ページをお開きください。
非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。
申請地は小俣町にあります畑、面積は672㎡です。願出の理由は、昭和61年以前から、隣接する宅地と一体的に住宅敷地として利用していることです。非農地として20年以上経過しており、証明の要件を満たしております。受付日は令和4年4月13日、処理日は4月20日です。現地確認は事務局と森山委員で行っております。以上、ご報告いたします。
- 議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。
- 【意見なし】**
- 議長 それでは、ご了承願います。
なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、4月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第24回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
- 【午前10時10分 閉会】**

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月27日

足利市農業委員会

4番委員

10番委員

